

福井県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 福井県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年九月二十日 福井県規則第五十四号）

改正後	改正前
<p>（景観保全型広告物整備地区における届出）</p> <p>第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 立看板 二 広告板 三 広告塔 四 電柱広告 五 広告幕 六 気球広告 七 建物の壁面に塗料等を用いて直接表示された広告物 <p>2 （略）</p> <p>（許可等の期間等）</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月 三 （略） <p>（広告物等管理者の設置）</p> <p>第十六条 条例第十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第三十二条第一項に規定する講習会修了者等（以下「講習会修了者等」という。）とする。</p>	<p>（景観保全型広告物整備地区における届出）</p> <p>第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 立て看板 二 広告板 三 広告塔 四 電柱広告 五 広告幕 六 気球広告 七 建物の壁面に塗料等を用いて直接表示された広告物 <p>2 （略）</p> <p>（許可等の期間等）</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 はり紙、はり札、立て看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月 三 （略） <p>（広告物等管理者の設置）</p> <p>第十六条 条例第十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立て看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第二十七条第一項に規定する講習会修了者等（以下「講習会修了者等」という。）とする。</p>

(広告物等を保管した場合の公示場所)

第二十条 条例第二十二條第二項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物等が表示され、または設置されていた場所を所管する土木事務所の掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。

(保管広告物等一覽簿)

第二十一条 条例第二十二條第三項の帳簿は、保管広告物等一覽簿(様式第十八号)とし、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第八條第二項および条例第二十二條第一項第三号の規定により公示した保管の場所に備え付けるものとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第二十二条 条例第二十四條第一項に規定する競争入札および随意契約の手続については、福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号)の規定の例による。

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第二十三条 知事は、屋外広告物法第八條第一項の規定により保管した広告物等(同條第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第十九号)と引換えに返還するものとする。

(屋外広告業の開始の届出等)

第二十四条 条例第三十條第一項の規定による届出は、屋外広告業開始届出書(様式第二十号)によりするものとする。

2 条例第三十條第一項第五号の規則で定める事項は、営業所の電話番号とする。

(屋外広告業の開始の届出等)

第二十条 条例第二十五條第一項の規定による届出は、屋外広告業開始届出書(様式第十八号)によりするものとする。

2 条例第二十五條第一項第五号の規則で定める事項は、営業所の電話番号とする。

3 条例第三十条第二項の規定による届出は、屋外広告業を廃止したときは屋外広告業廃止届出書（様式第二十一号）により、同条第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは屋外広告業届出事項変更届出書（様式第二十二号）によりするものとする。

（屋外広告業届出済証）

第二十五条 知事は、条例第三十条第一項の規定による届出を受理したときは、屋外広告業者台帳（様式第二十三号）に必要な事項を記載し、当該届出をした者（以下この条において「届出屋外広告業者」という。）に対し、屋外広告業届出済証（様式第二十四号）を交付するものとする。

2 届出屋外広告業者は、前項の屋外広告業届出済証を営業所の見やすい場所に掲出しなければならない。

3 届出屋外広告業者は、第一項の屋外広告業届出済証をき損し、または亡失したときは、屋外広告業届出済証再交付申請書（様式第二十五号）により知事に申請し、その再交付を受けなければならない

（講習会）

第二十六条 条例第三十一条第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の講習課程、講習内容および講習時間は、次の表のとおりとする。

講習課程	講習内容	講習時間
屋外広告物等 関係法令	屋外広告物法、福井県屋外広告物条例、福井県屋外広告物条例施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法等についての一般的知識	四時間以上

3 条例第二十五条第二項の規定による届出は、屋外広告業を廃止したときは屋外広告業廃止届出書（様式第十九号）により、同条第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは屋外広告業届出事項変更届出書（様式第二十号）によりするものとする。

（屋外広告業届出済証）

第二十一条 知事は、条例第二十五条第一項の規定による届出を受理したときは、屋外広告業者台帳（様式第二十一号）に必要な事項を記載し、当該届出をした者（以下この条において「届出屋外広告業者」という。）に対し、屋外広告業届出済証（様式第二十二号）を交付するものとする。

2 届出屋外広告業者は、前項の屋外広告業届出済証を営業所の見やすい場所に掲出しなければならない。

3 届出屋外広告業者は、第一項の屋外広告業届出済証をき損し、または亡失したときは、屋外広告業届出済証再交付申請書（様式第二十三号）により知事に申請し、その再交付を受けなければならない

（講習会）

第二十二条 条例第二十六条第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の講習課程、講習内容および講習時間は、次の表のとおりとする。

講習課程	講習内容	講習時間
屋外広告物等 関係法令	屋外広告物法、福井県屋外広告物条例、福井県屋外広告物条例施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法等についての一般的知識	四時間以上

屋外広告物の表示方法	屋外広告物の色彩、意匠および形状と都市における良好な景観および風致との調和のあり方についての一般的知識	二時間以上
屋外広告物を掲出する物件	屋外広告物を掲出する物件の材料、構造、設置の方法等についての一般	五時間以上

2 知事は、講習会を開催するに当たつては、その期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(受講の申込み等)

第二十七条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書(様式第二十六号)により、知事に申し込まなければならない。この場合において、その者が次項各号のいずれかに該当する者であるときは、その資格を証する書類の写しを添えてしなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第一項の講習課程のうち屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第三百二十九号)第二条第四項に規定する電気工事士
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者または同法第二十二条(第二十六条の二)において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練料が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

屋外広告物の表示方法	屋外広告物の色彩、意匠および形状と都市の美観風致との調和のあり方についての一般的知識	二時間以上
屋外広告物を掲出する物件	屋外広告物を掲出する物件の材料、構造、設置の方法等についての一般	五時間以上

2 知事は、講習会を開催するに当たつては、その期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(受講の申込み等)

第二十三条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書(様式第二十四号)により、知事に申し込まなければならない。この場合において、その者が次項各号のいずれかに該当する者であるときは、その資格を証する書類の写しを添えてしなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第一項の講習課程のうち屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第三百二十九号)第二条第四項に規定する電気工事士
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者または同法第二十二条(第二十六条の二)において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練料が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

(修了証書の交付)

第二十八条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第二十七号)を交付するものとする。

(講習会修了者等)

第二十九条 条例第三十一条第三号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が広告美術科であるものに限る。)を有する者
- 二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定(検定職種が広告美術仕上げであるものに限る。)に合格した者
- 三 職業能力開発促進法第二十二条(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が広告美術科であるものに限る。)の交付を受けた者

(講習会修了者等の認定)

第三十条 条例第三十二条第一項第四号の規定による認定(以下「講習会修了者等の認定」という。)を受けようとする者は、屋外広告物等講習会修了者等認定申請書(様式第二十八号)に履歴書を添えて、知事に申請しなければならない。

2 講習会修了者等の認定は、前項の規定による申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合する場合とする。

- 一 屋外広告物の営業所において、広告物等の表示または設置に関する責任者としての経験を五年以上有すること。
- 二 過去五年間において、屋外広告物等関係法令に違反していないこと。

3 知事は、講習会修了者等の認定をしたときは認定書(様式第二十九号)を交付し、講習会修了者等の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を書面により通知するものとする。

(修了証書の交付)

第二十四条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第二十五号)を交付するものとする。

(講習会修了者等)

第二十五条 条例第二十七条第三号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が広告美術科であるものに限る。)を有する者
- 二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定(検定職種が広告美術仕上げであるものに限る。)に合格した者
- 三 職業能力開発促進法第二十二条(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が広告美術科であるものに限る。)の交付を受けた者

(講習会修了者等の認定)

第二十六条 条例第二十七条第一項第四号の規定による認定(以下「講習会修了者等の認定」という。)を受けようとする者は、屋外広告物等講習会修了者等認定申請書(様式第二十六号)に履歴書を添えて、知事に申請しなければならない。

2 講習会修了者等の認定は、前項の規定による申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合する場合とする。

- 一 屋外広告物の営業所において、広告物等の表示または設置に関する責任者としての経験を五年以上有すること。
- 二 過去五年間において、屋外広告物等関係法令に違反していないこと。

3 知事は、講習会修了者等の認定をしたときは認定書(様式第二十七号)を交付し、講習会修了者等の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を書面により通知するものとする。

別表第一(第九条関係)

- 一般屋外広告物等許可基準
 - 一 区分
- 広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等(以下「工作物等」という。)にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なものおよびこれらに類するもの(照明広告を除く。)
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なものおよびこれらに類するもの(照明広告を除く。)
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの(以下「電柱等」という。)に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、または塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの
照明広告	広告板または広告塔で発光装置、照明装置等を有するものおよびこれらに類するもの

別表第一(第九条関係)

- 一般屋外広告物等許可基準
 - 一 区分
- 広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等(以下「工作物等」という。)にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立て看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なものおよびこれらに類するもの(照明広告を除く。)
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なものおよびこれらに類するもの(照明広告を除く。)
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの(以下「電柱等」という。)に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、または塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの
照明広告	広告板または広告塔で発光装置、照明装置等を有するものおよびこれらに類するもの

気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
ぼんぼり	あんどんまたはぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの
あんどん	

気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
ぼんぼり	あんどん、ぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの
あんどん	

二 通則

1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。

- (一) 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。
- (二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

2 (略)

三 細則

。 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 立看板

- (一) 高さは二メートル以下で、幅は一メートル以下であること。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。）第八條第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）においては、高さが三メートル以下であること。

2 4 (略)

5 照明広告

- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。

二 通則

1 広告物等は、美観風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。

- (一) 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。
- (二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

2 (略)

三 細則

。 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 立て看板

- (一) 高さは二メートル以下で、幅は一メートル以下であること。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。）第八條第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）においては、高さが三メートル以下であること。

2 4 (略)

5 照明広告

- (一) 昼間の美観風致の維持について考慮されたものであること。

改正後

(二) 点滅するものについては、点滅速度は可能な限り緩やかなものであること。

6 (略)

改正前

(二) 点滅するものについては、点滅速度は可能な限り緩やかなものであること。

6 (略)